

和歌山県食品表示推進者育成事業実施要綱

平成20年4月8日制定

平成21年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

令和3年8月5日一部改正

(目的)

第1条 近年、食品表示に関する消費者の関心が高まっており、食品の表示について責任を有している食品の製造、加工、輸入、卸、小売等を営む事業所（以下「食品関係事業所」という。）の適切な対応が求められている。

このため、県内食品関係事業所における食品の適正表示の推進及び消費者への積極的な情報提供等の役割を担う人材を育成し、もって食品表示の適正化を図ることを目的とする。

(実施事業)

第2条 県は、前条の人材を育成するため、次の事業を実施する。

- (1) 県内食品関係事業所代表者、役員又はその従業員を対象とした食品表示推進者育成講習会（以下「育成講習会」という。）を開催する。
- (2) 前号の育成講習会の受講を修了した者を対象とした食品表示推進者育成フォローアップ講習会（以下「フォローアップ講習会」という。）を開催する。

(食品表示推進者)

第3条 育成講習会の受講修了者（以下「食品表示推進者」という。）は、所属事業所において、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 取り扱う食品の表示が適正であることを確認すること。
- (2) 役員、職員に対して、食品表示に関する啓発を行うこと。
- (3) 消費者に対し、食品の表示に関する正確な情報提供を行うこと。
- (4) 食品表示関係法令の改正等関係情報の積極的な収集に努めること。

(修了証書の交付)

第4条 県は、第2条第1号の育成講習会及び第2条第2号のフォローアップ講習会（業種別の講習会に限る）を県が設置した会場において受講した者に対し、修了証書を交付するものとする。

(公表)

第5条 県は、県ホームページにおいて、修了証書交付に関する情報を公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別途定める。